

居宅療養管理指導のサービス提供に係る 重要事項及び運営規定

居宅療養管理指導サービスの提供開始にあたり、厚生省第37号第8条に基づいて、当事業者が患者様に説明すべき重要事項及び運営規定は次の通りです。

1. 事業者概要

事業者名称	アリビオ薬局 扇店		
事業所の所在地	東京都足立区扇3-25-8		
指定番号	1346150148		
代表者名	能瀬良昌	管理者	内田貴博
電話番号	03-5838-2575		

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方箋に基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導を提供することを目的とします。
運営の方針	①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めます。
	②上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業所、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
	③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。
	④上記③の必要な情報を提供する場合、情報の漏洩等情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じたうえで、ネットワークを経由して外部のシステム上に情報を保存し、上記関係者がネットワークを経由してこのシステムにアクセスする方法によって、情報の提供を行うことがあります。
	⑤上記④の外部のシステム上の保存を第三者の物に委託するときは、委託契約において、情報の安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督のもとに行うものとします。

3. 提供するサービス

当事業所がご提供するサービスは以下の通りです。

【居宅療養管理指導サービス】

- ①当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方箋に基づいて薬剤を調剤するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や仕様などに関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- ②サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすく説明いたします。もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

4. 職員等の体制

当事業所の職員体制は以下の通りです。

従業者の職種	員数	通常の勤務体形
薬 剤 師	1名	常勤(1名)
事 務 員	2名	常勤(-名)、非常勤(2名)
管 理 栄 養 士	-	-

居宅療養管理指導サービス提供に係る 重要事項及び運営規定

5. 担当薬剤師

- ①担当薬剤師は、常に身分証(運転免許)を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その指示をお求めください。
- ②利用者は、いつでも担当薬剤師も変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、このサービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ③当事業所は、担当薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります。(その場合には、事前に利用者の同意を得ることとします。)

6. 営業日時

当事業所の通常の営業日は、保険薬局営業時間と同じです。

7. 緊急時の対応

- ①緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間連絡が可能な体制を取っています。
- ②必要に応じて利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

8. 利用料【サービスの利用料は以下の通りです】

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。(以下は1割負担の場合)

①居宅療養管理指導サービス費として

- ・単一建物診療患者1人に対して行う場合:1回当たり518円
- ・単一建物診療患者2～9人に対して行う場合:1回当たり379円
- ・上記以外の場合:1回当たり342円

②医療用麻薬持続注射療法を行っている場合

- ・1回当たり250円を加える

③麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合

- ・1回当たり100円を加える

④中心静脈栄養法を行なっている場合

- ・1回当たり150円を加える

*上記の他、薬代や薬剤の調剤に係わる費用の一部をご負担いただきます。

9. 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、当薬局までご連絡ください。

10. その他運営に関する重要事項

- ①当薬局は社会的使命を十分認識し、従事者の資格的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また資の保証ができる業務態勢を設備する。
- ②従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の機密を保持する。
- ③従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の機密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの機密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- ④サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- ⑤この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は当薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

11. 指定居宅療養管理指導の内容

薬剤師の行う居宅療養管理指導の主な内容は、次の通りとします。

- ・処方箋による調剤(患者の状態に合わせた調剤の工夫)
- ・薬剤服用歴の管理
- ・薬剤等の居宅への配送
- ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
- ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
- ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
- ・ADL・QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
- ・使用薬剤・用法・用量等に関する医師等への情報提供
- ・麻薬製剤の疼痛管理
- ・病態と服薬状況の管理、残薬及び過不足薬の確認、指導
- ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
- ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
- ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
- ・そのほか、必要事項(不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等)

12. 通常の事業の実施地域

通常の実施地域は足立区周辺の地域とします。



アリビオ薬局
PROSSIMO MEDICAL Co.,Ltd.

扇店